

宮城南部国有林の地域別の森林計画書

(宮城南部森林計画区)

計画期間 自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日

東北森林管理局

宮城南部森林計画区の位置図



目次

I	計画の大綱	1
第1	森林計画区の概況	1
1	位置	1
2	自然的背景	1
(1)	地勢	1
(2)	地質及び土壌	1
(3)	気候	1
(4)	林況	2
3	社会経済的背景	3
(1)	土地利用の現況	3
(2)	地域産業の概要	3
(3)	計画区における国有林の位置付け	3
第2	前計画の実行結果の概要及びその評価	5
第3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
II	計画事項	7
第1	計画の対象とする森林の区域	7
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
(1)	森林の整備及び保全の目標	8
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	10
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
2	その他必要な事項	12
(1)	溪畔周辺の整備・保全	12
第3	森林の整備に関する事項	13
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	13
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
(2)	立木の標準伐期齢	14
2	造林に関する事項	15
(1)	人工造林に関する事項	15
(2)	天然更新に関する事項	16
(3)	その他必要な事項	16
3	間伐及び保育に関する事項	17
(1)	間伐の標準的な方法	17
(2)	保育の標準的な方法	17
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	19
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	19
イ	公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	19
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	21

(1)	林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方.....	21
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方.....	21
(3)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法.....	22
(4)	その他必要な事項.....	22
6	森林施業の合理化に関する事項.....	23
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針.....	23
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針.....	23
(3)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針.....	23
(4)	その他必要な事項.....	23
第4	森林の保全に関する事項.....	24
1	森林の土地の保全に関する事項.....	24
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区.....	24
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法.....	24
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項.....	24
2	保安施設に関する事項.....	25
(1)	保安林の整備に関する方針.....	25
(2)	保安施設地区の指定に関する方針.....	25
(3)	治山事業の実施に関する方針.....	25
(4)	その他必要な事項.....	25
3	鳥獣害の防止に関する事項.....	26
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	26
(2)	その他必要な事項.....	26
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項.....	27
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針.....	27
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）.....	27
(3)	林野火災の予防の方針.....	27
(4)	その他必要な事項.....	27
第5	計画量等.....	28
1	伐採立木材積.....	28
2	間伐面積.....	28
3	人工造林及び天然更新別の造林面積.....	28
4	林道の開設又は拡張に関する計画.....	29
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画.....	30
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等.....	30
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等.....	30

(3) 実施すべき治山事業の数量.....	31
第6 その他必要な事項.....	32
別紙1 保安林の指定施業要件.....	39
別紙2 自然公園における施業の方法.....	41
別紙3 砂防指定地等の施業方法.....	42
計画事項の別表.....	43
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法.....	44
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	44
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	45
(附) 参考資料.....	47
1 森林計画区の概況	48
(1) 市町村別土地面積及び森林面積.....	48
(2) 地況（気候）.....	49
(3) 土地利用の現況.....	50
(4) 産業別生産額.....	51
(5) 産業別就業者数.....	52
2 森林の現況	53
(1) 齢級別森林資源表.....	53
(2) 制限林普通林別森林資源表.....	58
(3) 市町村別森林資源表.....	59
(4) 制限林の種類別面積.....	62
(5) 樹種別材積表.....	64
(6) 荒廃地の面積.....	64
(7) 森林の被害.....	65
3 林業の動向	66
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況.....	66
(2) 林業事業体等の現況.....	69
(3) 林業労働力の概況.....	70
(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）	71
4 前期計画の実行状況	72
(1) 伐採立木材積.....	72
(2) 間伐面積.....	72
(3) 人工造林・天然更新別の面積.....	72
(4) 林道の開設又は拡張の数量.....	72
(5) 保安施設の数量.....	73
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	73
(1) 森林より森林以外へ異動.....	73
(2) 森林以外より森林へ異動.....	73

6	森林資源の推移	74
	(1) 分期別伐採立木材積等.....	74
	(2) 分期別期首資源表.....	75
7	その他	77
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革.....	77
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間.....	78

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1 位置

本森林計画区は宮城県のほぼ中央部から南部に位置し、北側は宮城北部森林計画区、西側は最上村山及び置賜森林計画区、南側は磐城及び阿武隈川森林計画区に接し、東側は太平洋に臨む、仙台市をはじめとする7市12町を包括する区域である。

2 自然的背景

(1) 地勢

本森林計画区は奥羽山脈に属する山岳地帯が主体をなし、その下部に散在する丘陵地帯と阿武隈山系北部の丘陵地帯及び太平洋沿岸地帯からなっている。

山岳地帯は山形県境に接する西部山岳地帯と、阿武隈川支流白石川の源流をなし福島県境に接する南部山岳地帯に分れている。

主な山岳は、北から船形山(1,500m)、面白山(1,264m)及び蔵王連峰をなす刈田岳(1,758m)、屏風岳(1,825m)、不忘山(1,705m)などがある。

蔵王連峰を中心とする火山地帯では溶岩台地や山麓傾斜地がみられるが、そのほかでは一般に地形が急峻で岩石地が多い。北部地域は起伏が大きいので斜面も長く急斜地が多いが、南部地域は比較的安定した地形となっている。

丘陵地帯は阿武隈川下流と内陸部に散在し、海拔500m以下の起伏の少ない丘陵地が大部分である。

主要河川は、北から七北田川、名取川、阿武隈川があり、多くの支流を集めて東流し、太平洋に注いでいる。

(2) 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、奥羽山脈の標高の高い地帯は第四紀の火山噴出物の安山岩類からなり、山麓部は新第三紀の緑色凝灰岩などの凝灰岩が分布している。丘陵地帯は砂岩、泥岩が多くを占めるが、頂部は第四紀の凝灰岩と安山岩を主とする火山岩からなっている。阿武隈高地は花崗岩類で構成されている。

土壌は、西部山岳地帯の中腹から山麓にかけての一带、名取川流域の丘陵地帯等は広く褐色森林土で占められており、蔵王山麓の台地や阿武隈山系の丘陵地帯には、黒色土が主として分布している。西部山岳地帯には標高1,000m以上の高山が連なっていることもあって、ポドソル土壌が多い。

(3) 気候

平成22年～令和元年の10年間における気象観測データでは、最高気温は37.6℃(丸森町)、最低気温は-16.0℃(丸森町)、年平均気温は約10～12℃である。年間降水量は1,100～1,600mmであり、丘陵地帯及び平野部では比較的少なく、山岳地帯では多い。最深積雪量

は70cm（仙台市）となっており、宮城北部森林計画区と比較して積雪は少ない。

本森林計画区は、東部太平洋岸から西部蔵王連峰にわたり、立地条件も異なることから、東部と西部とでは気象条件にかなりの違いがみられる。東部の丘陵地帯及び平野部では、本土に沿って北上する暖流の影響を受け比較的温暖であるが、西部の山岳地帯は寒冷で積雪も多い。冬季には、季節風が蔵王山麓に吹きおろし、一帯の気候を寒冷なものとしている。

(4) 林況

ア 人工林

本森林計画区の国有林の人工林面積は18千haで、立木地面積51千haの36%を占めている。

また、人工林蓄積は3,804千 m^3 で、総蓄積9,519千 m^3 の40%を占めており、樹種別ではスギが40%、アカマツが28%、カラマツが22%となっている。

齢級別人工林面積は、下図のとおり8齢級～11齢級が人工林全体の57%を占めており、10齢級以上の人工林の割合は70%で、主伐期に達している人工林が増加している。

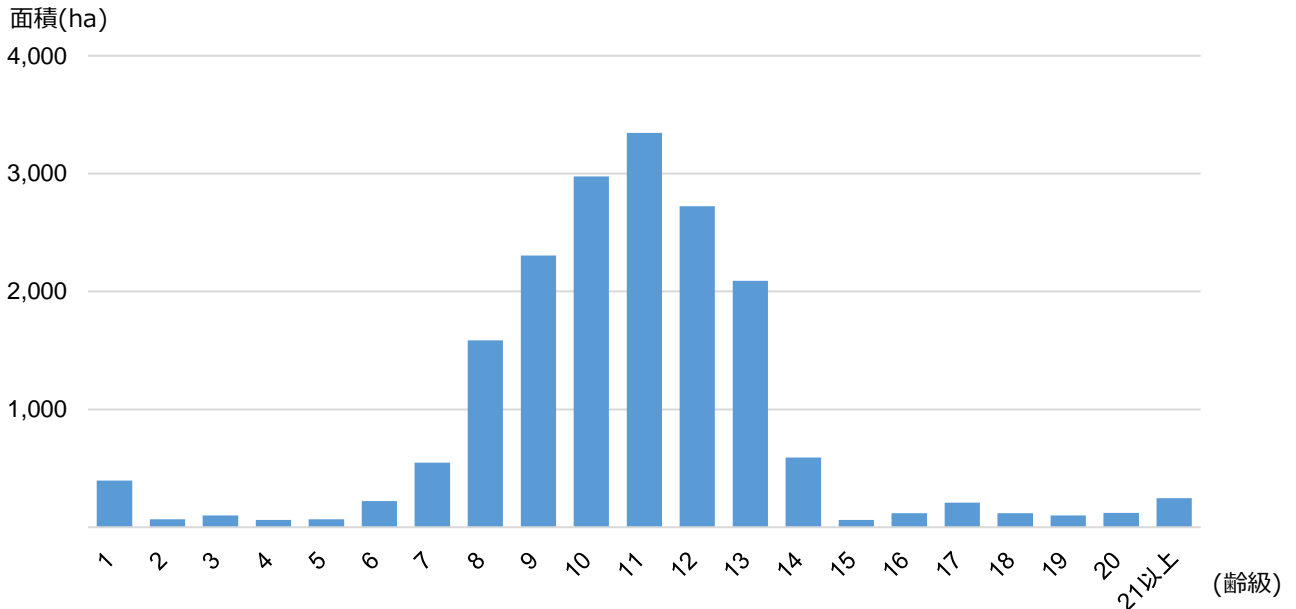


図 宮城南部森林計画区の国有林の齢級別人工林面積

(注 齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齢級」と数える)

イ 天然林

天然林面積は33千haで、立木地面積の64%を占めており、主にブナ、クヌギ、ナラ類等の広葉樹とアカマツが主体となっている。ナラ等の広葉樹やアカマツは、標高の低い東部の丘陵地帯及び平野部や、福島県と県境を接する南部山岳地帯、阿武隈山系北部の丘陵地帯に多く分布する。山形県境に接する西部山岳地帯にはブナ林が広く分布するほか、蔵王連峰の標高1,200m以上ではオオシラビソ（アオモリトドマツ）やコメツガ等が混交林を構成し、高山帯へ移行する。

3 社会経済的背景

(1) 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は 278 千 ha で宮城県の総面積の 38%を占めている。土地の利用状況は、森林が 163 千 ha で本計画区面積の 59%を占め、農地が 12%（水田 9%）、その他が 29%となっている。

(2) 地域産業の概要

本森林計画区の実業者総数は 729 千人で、その産業別の割合は第 1 次産業が 2%、第 2 次産業が 20%、第 3 次産業が 76%である。

総生産額は約 7 兆 2 千億円で、その産業別の割合は第 1 次産業が 1%以下、第 2 次産業が 22%、第 3 次産業が 77%である。

平成 23 年 3 月に発生した平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）により広範にわたる地域が甚大な被害を受け、国の総力を挙げて震災からの復旧に向けた取組が進められている。

なお、第 1 次産業に占める林業の割合は、実業者数で 4%、生産額では 5%となっている。

(3) 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は 55 千 ha で、計画区内の土地面積 278 千 ha の 20%、森林面積 163 千 ha の 34%を占めている。

宮城県にある 2 計画区の中で、国有林面積は宮城北部森林計画区より小さいが、本森林計画区の国有林の 90%が保安林に指定されており、水源涵養^{かん}や土砂流出防備等に重要な役割を果たしている。本森林計画区には県都仙台市などが位置しており、水源涵養機能^{かん}はもとより、山地災害防止機能／土壌保全機能等の森林の有する多面的機能の高度な発揮が期待されている区域である。

本森林計画区は、継続して松くい虫による被害が見受けられることから、被害のおそれのあるアカマツ林の樹種転換等による被害の抑制や、本流域に存するアカマツの遺伝的多性の保全等が期待されている。

また、蔵王国定公園、船形連峰県立自然公園をはじめとする森林景観の勝れた地域や、森林レクリエーションの適地も多く、国民の憩いの場として広く活用されている地域である。



【蔵王御釜】

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の実行結果の概要については、次のとおりである（令和2年度は実行予定を計上している）。

主伐については、おおむね計画どおりの実績となった。

間伐については、生育状況及び林分密度を考慮し実行を一部見合わせたことから、材積及び面積ともに計画を下回る実績となった。

人工造林については、予定していた分収育林・分収造林等の入札不調に加えて、計画期間の後期に立木販売をした箇所¹の更新発生が本計画期間に持ち越しになったことにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、現地を勘察し人工造林により樹種転換を実施したこと及び計画した箇所の一部未伐採により、更新発生がなかった。

林道の開設については、豪雨等の自然災害による災害箇所²の拡張（改良）に優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

治山事業については、令和元年台風19号の豪雨による溪岸浸食や山腹崩壊等が発生したことを踏まえ、緊急性・重要性の高い大規模な災害箇所³の復旧に優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

○ 前計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

	計 画	実 行
伐採立木材積	394 千m ³	362 千m ³ (92)
主伐	234 千m ³	232 千m ³ (99)
間伐	161 千m ³	130 千m ³ (81)
間伐面積	2,234 ha	1,530 ha (68)
造林面積	464 ha	171 ha (37)
人工造林	387 ha	171 ha (44)
天然更新	77 ha	－ ha (－)
林道等の開設又は拡張	開設： 16.2 km	開設： 3.2 km (20)
保安林等の整備	指定： － ha 解除： 3 ha	指定： 5 ha 解除： 13 ha
水源涵養 ^{かん}	指定： － ha 解除： － ha	指定： － ha 解除： － ha
災害防備	指定： － ha 解除： 3 ha	指定： 5 ha 解除： 13 ha
保健、風致の保存等	指定： － ha 解除： － ha	指定： － ha 解除： － ha
治山事業	48 地区	26 地区 (55)

注1 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合 (%) である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注3 「－」は該当なし。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、その発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するとともに、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついているなど、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用するとともに計画的に再造成すべき段階を迎えている。森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために、適切な主伐・再造林を推進し、森林資源を有効に活用しながら、人工林の齢級構成の平準化を図るとともに、森林の現況、自然条件及び社会的条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めることとする。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備にも努めることとする。

本計画においては、このような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにすることとする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特徴及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林面積は下表のとおりである。

○ 市町村別面積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総 数	55,307.35	
仙 台 市	19,546.31	仙台森林管理署
白 石 市	4,267.24	〃
名 取 市	37.02	〃
角 田 市	11.94	〃
岩 沼 市	114.92	〃
蔵 王 町	4,222.63	〃
七ヶ宿町	15,312.98	〃
村 田 町	405.76	〃
川 崎 町	8,864.96	〃
丸 森 町	2,431.21	〃
亘 理 町	17.82	〃
山 元 町	69.67	〃
七ヶ浜町	4.89	〃

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

注2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局計画課及び仙台森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全域で水源涵養機能の維持増進を図ることとする。そのため、育成単層林については、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、花粉発生源対策や自然条件に応じた育成複層林への誘導を推進することとする。地質的にぜい弱な地域等においては、特に山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮した森林整備や地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。さらに、海岸林については防風、防潮等に資するよう快適環境形成機能の維持増進に配慮した森林整備を推進することとする。

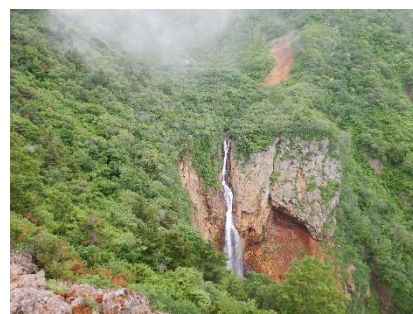
また、本森林計画区の国有林は、地域の自然を代表する植物群落や貴重な野生生物が多く生育・生息している森林も多い。加えて、蔵王国定公園、船形連峰県立自然公園をはじめとする森林景観の勝れた地域も多く、登山等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されており、このような森林においては、特に生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

あわせて、木材等生産機能については、上記の適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。

以上の目標の実現を図るに当たり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



【不帰の滝（蔵王町）】

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



【床固工（仙台市太白区）】

(快適環境形成機能)

大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や粉塵等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。



【海岸防災林（山元町）】

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、国民に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。



【どうだんの森（白石市）】

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。



【磐司岩（仙台市太白区）】

(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。



【水の森（仙台市青葉区・泉区）】

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。



【七ヶ宿地区（七ヶ宿町）】

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下表のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m³/ha

		現 況	計画期末
面積	育成単層林 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為 ^{※1} により成立させ維持される森林	18,287.64	17,888.95
	育成複層林 森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 ^{※2} を構成する森林として人為により成立させ維持される森林	701.25	1,043.93
	天然生林 ^{※3} 主として天然力 ^{※4} を活用することにより成立させ維持される森林	31,817.13	31,773.01
森林蓄積 (ha 当たり)		187.37	201.14

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※3 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

(1) 溪畔周辺の整備・保全

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺は、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献し、水系への土砂流出の抑制等公益的機能の発揮上重要な役割を果たしていることから、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案しつつ、以下を標準的な方法として実施することとする。

ア 育成単層林へ導くための施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha以下で指定されている場合にあつてはその制限の範囲内）とする。ただし、分収林等の契約に基づく森林は契約内容による。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採することとする。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行うこととする。

（ウ）天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

イ 育成複層林へ導くための施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。また、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(ア) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によることとする。

(イ) 複層伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮することとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林へ導くための施業を行う森林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として下表のとおり定める。

単位 林齢：年

地 区	樹 種						
	針 葉 樹					広 葉 樹	
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他	クヌギ	その他
全域	35	40	35	30	40	10	20

注 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め、保安林の伐採規制等に用いられる

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、気候、地形、土壌等の自然条件を適確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 地拵

林地の保護及び地力の維持を図るため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じ、地拵を行わないことも考慮に入れつつ、適切な作業方法により効率的な実施に努める。

有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

(イ) 植付

気象条件及び苗木の生理に十分配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期適作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待できるよう実施する。

なお、乾燥に強く、植栽工期を削減できる等の特性を持つコンテナ苗及び花粉症対策苗を優先して使用する。

(ウ) 植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とするが、地位等の立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整するほか、効率的な施業実施の観点からも、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、もって人工造林の低コスト化に努めるものとする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

なお、複層林施業については、上記の本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数とする。

単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,000～3,000
カラマツ	1,500～2,500
ヒノキ	2,500～3,000
ヒバ	1,500～3,000

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

(イ) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

(ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(3) その他必要な事項

主伐後の着実な再生林を図るため、上記のほか、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、成長に優れた苗木の採用等により効率的な森林施業を推進することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の方法

間伐の方法は、列状間伐又は単木的に選木を行う定性間伐とするが、間伐の効率性や作業の安全性を考慮し、原則として列状間伐によることとする。

イ 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木の樹高がおおむね9 m、かつ収量比数がスギで0.60以上、アカマツで0.70以上、カラマツで0.65以上とする。

ただし、林分状況や近隣林分の間伐の実施状況等を踏まえ、間伐を実施することが適当と判断される場合は、これらの目安に満たない林分においても、間伐の実施について考慮することとする。

ウ 間伐の繰り返し期間

間伐の繰り返し期間の目安は、おおむね10年（ただし、カラマツにあっては8年）とするが、経過年数のみで判断せず、林分の状況等を考慮して決定することとする。

エ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあっては8年前）とする。

オ 間伐率

材積間伐率は35%を超えないものとする。

なお、保安林指定施業要件等、法令により間伐率に制限が定められている場合は、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数、方法、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行うこととする。

ア 作業方法

(ア) 下刈

造林木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法（全刈り、筋刈り、坪刈り等）を採用し、効率的な作業を行うこととし、下刈は造林木の高さが雑草木の高さに満たない場合に実施し、造林木の高さが雑草木と同等以上の場合には作業を見合わせる。下刈終期の目安は樹種、植生の種類によって異なるが、造林木の高さが雑草木の高さを上回り、以降造林木の生育に支障がなくなると認められる時期とする。

(イ) つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとする。なお、つる類、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に行うこととする。

(ウ) 除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び将来生育の見込みのない形質不良な造林木の除去を目的として行うこととする。

豪雪地帯においては、雪害の危険があるので造林木と侵入木の相互の配置状況を考慮し急激な疎開は避けることとする。

イ 作業時期

作業別の作業時期の目安は下表のとおりとする。

樹種	作業別	保育作業計画（年）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←—————→														
	つる切・除伐						←—————→									
アカマツ	下刈	←—————→														
	つる切・除伐						←—————→									
カラマツ	下刈	←—————→														
	つる切・除伐						←—————→									

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域については以下の考え方に従い、別表1（p44 参照）のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養^{かん}機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本として、下層植生の維持（育成複層林にあつては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林に関する自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じて、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

	路線数	延長
基幹路網	66	282
うち林業専用道を含む路線	7	12

注1 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

注2 現状については、令和2年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、下表に示す路網密度を目安に森林作業道と一体となった路網整備を一層推進する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

(4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、林地の保全に留意するとともに、民有林と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業の徹底を図る上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有し、適切な生産管理に取り組むなど経営感覚に優れた林業事業体の育成・強化が重要である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的・安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への契約時における労働安全衛生対策に関する法令遵守の指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保しうよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、高性能林業機械を活用した作業システムへの移行は着実に広まりつつあり、労働生産性の向上、生産コストの縮減に一定の効果を上げているものの、さらなるコスト縮減等に向けて、今後も継続して普及に努めていく必要がある。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械導入の促進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した木材製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組むこととする。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
総 数		49,697.14	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
仙 台 市	2～4, 6～17, 29～36, 42～50, 52～56, 58～61, 101～191	18,050.93		
白 石 市	322-2, 324, 326, 328～331, 333, 334, 336～340, 380～382, 406	2,220.30		
蔵 王 町	301～310, 313～319	3,392.40		
七ヶ宿市	341～372, 374～379, 383～402, 409～422	14,883.90		
村 田 町	68, 69, 95～97	379.85		
川 崎 町	62～66, 70, 73, 192～241	8,746.03		
丸 森 町	501～519, 521～524	2,023.73		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、地形及び地質等の条件、土地の形質変更の目的及び内容を勘案して、実施地区の選定を行うこととする。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は、排水施設等を設けることとする。また、その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の^{かん}涵養、災害の防備の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図ることとする。近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、治山施設等の設置と保安林の整備を推進することとする。また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備等に取り組むこととする。なお、治山事業の実施に当たっては、土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林による伐採等に対する規制措置との一体的な運用に努めることとする。特に、海岸防災林については、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を図ることに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進めることとする。

また、ダム上流等の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することとする。

加えて、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし。

(2) その他必要な事項

該当なし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備等、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫被害については、計画区域全体に見受けられることから、被害抑制のための健全な松林の整備と関係機関と連携した巡視等の一層の推進を図ることとする。なお、被害の状況等に応じ、被害箇所の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他樹種への転換についても考慮することとする。

また、ナラ枯れ被害についても計画区全体に発生していることから、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

さらに、蔵王地域におけるオオシラビソ（アオモリトドマツ）の立枯れ被害については、近年面的な広がりが見受けられることから、関係機関と連携した被害状況のモニタリングの実施や自生苗の植栽の試験的な取組等を引き続き行うこととする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

鳥獣害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の把握に努め、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大しており、宮城県では、主に県北部を中心に生息している。このため、森林の有する公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体との連携を図りつつ、生息状況や被害の動向、地域の実情により必要に応じて、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木等の保護措置又はわな捕獲（くくりわな等によるものをいう。）等の捕獲による被害防止対策に取り組むこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地元住民、地方公共団体、ボランティア等との連携を図り、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるため、森林の面積、管理状況等を勘案して、林内歩道等の整備を図るとともに、標識設置等を行うこととする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	584 (167)	531 (167)	54 (0)	237 (163)	195 (163)	43 (0)	347 (4)	336 (4)	11 (0)
前半5カ年の計画量	238 (127)	208 (127)	30 (0)	74 (127)	48 (127)	25 (0)	165 (0)	159 (0)	5 (0)

注1 各区分、下段の () 内が契約に基づく伐採材積、上段がそれ以外の伐採材積を表す。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	4,992
前半5カ年の計画面積	2,247

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	988	98
前半5カ年の計画面積	526	30

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5 カ年の 計画箇 所	対 図 番 号	備考	
開設	自動車 道	林業 専用道	仙台市	小屋森	0.8	127	○	1		
				大堤	1.2	169	○	2		
				岩元山	1.9	372	○	3		
				面白山支線	1.3	152		4		
			小計	4 路線	5.2					
			白石市	二ツ森山	0.8	152	○	5		
				弥太郎	2.2	136	○	6		
				ユキトリ沢	1.6	450	○	7		
			小計	3 路線	4.6					
			七ヶ宿町	明戸支線	1.2	576		8		
				大長松沢	1.0	576		9		
				小松沢	1.9	372		10		
				相沢	2.9	216		11		
			小計	4 路線	7.0					
			川崎町	北山第1	0.9	258	○	12		
				北山第2	1.4	64		13		
				北山第3	1.0	64		14		
			小計	3 路線	3.3					
			丸森町	青葉第2	2.3	250	○	15		
				青葉	1.0	250		16		
小計	2 路線	3.3								
合計				16 路線	23.4					
前半5カ年の計画量				8 路線	11.7					
拡張	自動 車道 (改良)	林道	蔵王町	青麻	0.1	32	○			
				小計	1 路線	0.1				
			七ヶ宿町	板谷沢	0.2	80	○			
				小計	1 路線	0.2				
			川崎町	小屋の沢	0.1	16	○			
小計	1 路線	0.1								
合計				3 路線	0.3					
前半5カ年の計画量				3 路線	0.3					

注1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注2 「0.0」は0.5km未満。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数(実面積)	49,952.01	49,952.01	
水源涵養のための保安林	42,470.81	42,470.81	
災害防備のための保安林	7,148.83	7,148.83	
保健、風致の保存等のための保安林	2,958.27	2,958.27	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に合致しない。

② 計画期間内において保安の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は 解除を必要 とする理由
		市町村	区域(林班)		前半5カ年 の計画面積	
指定	総数			10.69	10.69	
	災害防備	仙台市	87,88	0.98	0.98	潮害防備のため
		岩沼市	91,92	0.58	0.58	
		山元町	100	0.58	0.58	
		丸森町	522	8.55	8.55	土砂流出防備のため
解除	総数			0.92	0.92	
	水源涵養	川崎町	62	0.92	0.92	公益上の理由

注 種類欄の保安林の略称は以下のとおり。

水源涵養＝水源涵養のための保安林

災害防備＝災害防備のための保安林

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域 (林 班)		前半5カ年の計画		
仙台市	23, 24, 31, 47, 53, 54, 55, 87, 88, 105, 106, 110, 114, 119-1, 128, 129, 134, 135-1, 135-2, 137, 149, 150, 160, 164	24	12	溪間工 山腹工 洗浄工 下刈 本数調整伐	
白石市	336	1	0	溪間工	
名取市	89	1	1	下刈 本数調整伐	
岩沼市	90～92	3	3	下刈 本数調整伐	
蔵王町	312, 313	2	2	溪間工	
七ヶ宿町	358, 368, 384, 385, 396, 400, 417	7	5	溪間工 山腹工 本数調整伐	
川崎町	199, 216, 235, 237, 302	5	2	溪間工	
丸森町	502, 503, 508, 510, 514, 518, 522, 523	8	8	溪間工 本数調整伐	
亘理町	98, 99	2	2	下刈 本数調整伐	
山元町	99, 100	2	2	下刈 本数調整伐	
七ヶ浜町	86	1	1	下刈 本数調整伐	
合計		56	38		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	仙台市	2~4, 6~17, 29~36, 42~50, 53, 54, 58~61, 101~191	17,742.41	別紙1のとおり	定特1 646.54 定特2 1,342.08 定特3 505.24 県特1 1,926.43 県特2 2,864.60 県特3 6,854.47 史名天 101.97 県緑環 635.76
	白石市	333, 334, 336~340, 380~382	1,739.84		定特2 20.41 定特3 500.14
	蔵王町	313, 314, 318, 319	791.54		定特1 18.50 定特2 22.57 定特3 148.71
	七ヶ宿町	341~348, 360~372, 374~379, 383~394, 396~402, 409~422	11,386.96		砂防指 3.84 鳥保特 61.13
	村田町	68, 69, 95~97	378.36		砂防指 5.55 定特保 632.43 定特1 764.97 定特2 2,341.31 定特3 1,343.61 鳥保特 513.97
	川崎町	62~66, 70, 73, 192~236, 238~241	8,518.29		県特1 26.40 県特2 13.05 県特3 122.69
	丸森町	501~519, 521, 523, 524	1,914.33		
	小計		42,471.73		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
土流	白石市	324, 326, 328~331	465.10	別紙1のとおり	定特保	102.06
					定特1	362.80
					定特3	0.24
					鳥保特	102.06
	蔵王町	301~310, 315~317	2,589.73		保健保	1,738.60
					砂防指	2.80
			定特保		1,258.33	
			定特1		901.17	
			定特2		219.30	
			定特3		210.93	
			鳥保特		1,258.33	
	七ヶ宿町	348~359	3,208.59		保健保	740.76
				定特保	699.77	
				定特1	384.09	
				定特2	698.58	
				定特3	1,426.15	
				鳥保特	673.78	
	川崎町	237	182.94	砂防指	1.93	
				定特2	182.94	
	小計		6,446.36			
土崩	仙台市	53, 55, 141-1, 143, 144, 146	63.90		県特2	20.10
					県特3	19.30
					鳥保特	21.15
	七ヶ宿町	393, 400, 413, 414	21.46	砂防指	0.45	
	丸森町	518	9.86	砂防指	0.71	
				県特2	2.39	
				県特3	7.47	
	小計		95.22			
潮害	仙台市	87, 88	171.27	保健保	146.54	
				鳥保特	10.08	
	名取市	89	36.40			
	岩沼市	90~92	108.46			
	亘理町	98, 99	17.73			
	山元町	99~100	67.79			
	七ヶ浜町	86	4.64	史名天	4.64	
	小計		406.29			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業 方法	備 考 (重複制限林)		
	市町村	区 域 (林 班)					
干 害	七ヶ宿町	341	89.12	別紙1のとおり			
	丸森町	509	44.56		県特1	14.96	
					県特2	6.33	
					県特3	23.27	
	小計		133.68				
なだれ	仙台市	159~161, 164~167	56.59			県特2	56.59
	小計		56.59				
保 健	仙台市	22~24, 56, 78, 79, 83, 87, 88	468.17			潮害保	146.54
					鳥保特	56.31	
					県緑環	227.82	
	蔵王町	301~307, 309, 310	1,738.60		土流保	1,738.60	
					砂防指	2.80	
					定特保	942.06	
					定特1	743.75	
				定特2	52.79		
				鳥保特	942.06		
	七ヶ宿町	353~356	740.76	土流保	740.76		
				定特保	389.72		
				定特1	79.98		
				定特2	271.06		
				鳥保特	462.73		
	小計		2,947.53				
風 致	角田市	525	10.74		県環特	10.74	
	小計		10.74				
計 (実面積)			49,942.24				
砂 指	仙台市	52	0.19	別紙3のとおり			
	蔵王町	301, 302, 304	4.78		土流保	2.80	
					保健保	2.80	
					定特1	4.78	
	七ヶ宿町	393, 394, 396, 397, 400	3.46		土崩保	0.45	
	村田町	96	3.84		水涵保	3.84	
	川崎町	62, 203, 204, 222, 232, 235, 237	12.91		水涵保	5.55	
			土流保	1.93			
			定特1	4.62			
			定特2	3.73			
	丸森町	501~503, 506, 508, 512~514, 518, 519, 521, 524	17.91	土崩保	0.71		
				県特2	6.99		
				県特3	0.72		
計			43.09				

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業 方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
定特保	白石市	329～331	102.06	別紙2のとおり	土流保 102.06 鳥保特 102.06
	蔵王町	302～305, 307, 310, 317	1,262.78		土流保 1,258.33 保健保 942.06 鳥保特 1,262.78
	七ヶ宿町	348～356	706.40		土流保 699.77 保健保 389.72 鳥保特 599.55
	川崎町	218, 219, 236	632.51		水涵保 632.43 鳥保特 514.05
	小計		2,703.75		
定特1	仙台市	175～181, 184, 186～188, 191	648.81		水涵保 646.54 史名天 102.57
	白石市	324, 326, 329～331, 407	370.64		土流保 362.80
	蔵王町	301, 302, 304, 306, 308, 309, 315	954.80		土流保 901.17 保健保 743.75 砂防指 4.78
	七ヶ宿町	348～353	403.29		水涵保 18.50 土流保 384.09 保健保 79.98 鳥保特 81.02
	川崎町	207～210, 213～216, 218, 231, 234, 235	774.00		水涵保 764.97 砂防指 4.62
	小計		3,151.54		
定特2	仙台市	176, 179, 180, 182～185, 187～190	1,342.48		水涵保 1,342.08
	白石市	324, 326, 329, 330	170.69		
	蔵王町	301, 302, 308, 312, 313, 315, 316	473.62		水涵保 20.41 土流保 219.30 保健保 52.79
	七ヶ宿町	348～358	755.03		水涵保 22.57 土流保 698.58 保健保 271.06
	川崎町	195, 196, 201, 206～210, 213～220, 228～234, 237, 239, 240	2,530.77	水涵保 2,341.31 土流保 182.94 砂防指 3.73	
	小計		5,272.59		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業 方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区 域 (林 班)				
定特3	仙台市	177~179, 181, 186, 187 (官) 12	533.19	別紙 2のとおり	水涵保	505.24
					史名天	21.34
	白石市	321-2, 322-2, 323~328, 330, 331, 404~407	1,478.86		土流保	0.24
	蔵王町	306, 308, 311~316, 320, 321-1, 322-1	1,196.32		水涵保	500.14
					土流保	210.93
	七ヶ宿町	348~354, 358, 359	1,596.74		水涵保	148.71
			土流保	1,426.15		
	川崎町	194~196, 201, 209, 213~217, 227, 228, 239~241	1,348.68	水涵保	1,343.61	
	小計		6,153.79			
計			17,281.67			
県特1	仙台市	105, 106, 109, 114, 115, 122, 123, 125~127, 129, 130-1, 130-2, 131, 132, 142-2, 146, 150, 151, 157, 158, 162, 163, 167, 173, 176	1,931.52		水涵保	1,926.43
	丸森町	507, 509, 518	42.78		水涵保	26.40
					干害保	14.96
	小計		1,974.30			
県特2	仙台市	101~106, 122, 123, 124-1, 124-2, 125~127, 130-1, 130-2, 131, 132, 140, 141-1~142-2, 144, 146, 149, 150, 157~167, 170, 173, 175, 176	2,972.75		水涵保	2,864.60
					土崩保	20.10
					雪崩保	56.59
	丸森町	506, 509, 518, 523, 524	30.28		水涵保	13.05
					土崩保	2.39
					干害保	6.33
	小計		3,003.03		砂防指	6.99

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業 方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
県特3	仙台市	101~106, 108~110, 112~118, 119-1, 119-2, 120, 121-1, 121- 2, 124-2, 126, 128, 129, 130- 1, 134, 135-1, 135-2, 136-1, 136-2, 137~140, 141-1, 141- 2, 142-1, 142-2, 143~146, 148 ~150, 152~156, 159~161, 165, 166, 168~173, 175 (官) 4, (官) 7, 9~11	7, 134. 99	別紙2のとおり	水涵保 6, 854. 47 土崩保 19. 30
	丸森町	509, 518, 523, 524	189. 26		水涵保 122. 69 土崩保 7. 47 干害保 23. 27 砂防指 0. 72
	小計		7, 324. 25		
計			12, 301. 58		
県環特	角田市	525	11. 94	別紙3のとおり	風致保 10. 74
計			11. 94		
鳥保特	仙台市	55, 56, 88	124. 74		土崩保 21. 15 潮害保 10. 08 保健保 56. 31
	白石市	329~331	102. 06		土流保 102. 06 定特保 102. 06
	蔵王町	302~305, 307, 310, 317	1, 262. 78		土流保 1, 258. 33 保健保 942. 06 定特保 1, 262. 78
	七ヶ宿町	348~356	680. 57		土流保 673. 78 保健保 462. 73 定特保 599. 55 定特1 81. 02
	村田町	95, 96	61. 13		水涵保 61. 13
	川崎町	236	514. 05		水涵保 513. 97 定特保 514. 05
計			2, 745. 33		
史名天	仙台市	184, 187 (官) 12	123. 91		水涵保 101. 97 定特1 102. 57 定特3 21. 34
	七ヶ浜町	86	4. 89	潮害保 4. 64	
計			128. 80		
県緑環	仙台市	21~24, 26~28, 41~50, 57~ 61, 83	1, 405. 43	水涵保 635. 76 保健保 227. 82	
計			1, 405. 43		

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林	定特1＝国定公園第1種特別地域
土流＝土砂流出防備保安林	定特2＝国定公園第2種特別地域
土崩＝土砂崩壊防備保安林	定特3＝国定公園第3種特別地域
潮害＝潮害防備保安林	県特1＝県立自然公園第1種特別地域
干害＝干害防備保安林	県特2＝県立自然公園第2種特別地域
なだれ＝なだれ防止保安林	県特3＝県立自然公園第3種特別地域
保健＝保健保安林	県環特＝県自然環境保全地域特別地区
風致＝風致保安林	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
砂指＝砂防指定地	史名天＝史跡名勝天然記念物
定特保＝国定公園特別保護地区	県緑環＝県緑地環境保全地域

2 (官) は官行造林地。

3 保安林の計(実面積)は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養保安林等の内訳の合計に合致しない。

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
<p>1 伐採の方法</p>	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p>
<p>2 伐採の限度</p>	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅 20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
2 伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植 栽	<p>1 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種 特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第 2 種 特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第 3 種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「砂防指定地等管理条例」（平成 15 年 3 月 20 日宮城県条例第 42 号）で定めるところによる。
県自然環境保全地域 特別地区及び 県緑地環境保全地域	「自然環境保全条例」（昭和 47 年 7 月 15 日宮城県条例第 25 号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和 39 年 1 月 17 日 38 林野計第 1043 号）で定めるところによる。
史跡名勝天然記念物	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）で定めるところによる。

計画事項の別表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の所在 (林班)		面積	施業方法
総数			54,871.70	
市町 村別 内訳	仙台市	2～17, 21～36, 40～50, 52～61, 77～81, 83, 86～88, 101～191	19,342.55	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	白石市	321-2, 322-2, 323～331, 333～340, 380～382, 404～407	4,177.66	
	名取市	89	37.02	
	角田市	525	11.94	
	岩沼市	90～92	114.92	
	蔵王町	301～320, 321-1, 322-1	4,222.63	
	七ヶ宿町	341～372, 374～379, 383～402, 408～422	15,312.98	
	村田町	68, 69, 95～97	405.76	
	川崎町	62～66, 70, 73, 192～241	8,801.57	
	丸森町	501～519, 521～524	2,352.29	
	亘理町	98, 99	17.82	
	山元町	99～100	69.67	
	七ヶ浜町	86	4.89	

注 森林の所在の詳細 (林小班) については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 単位 面積：ha

区分	森林の所在 (林班)	面積	施業方法	
総数		15,049.61		
市町村別内訳	仙台市	52, 53, 55, 102~106, 109~112, 115, 120, 121-1, 121-2, 124-2, 128, 133, 134, 137, 140~155, 157~167, 170, 174	3,954.34	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	白石市	324, 326, 328~331, 337, 338	643.37	
	名取市	89	37.02	
	岩沼市	90~92	114.92	
	蔵王町	301~310, 315~317	2,596.51	
	七ヶ宿町	341, 344, 346, 348~365, 371, 372, 393, 394, 396~398, 400, 411~417, 422	4,739.68	
	村田町	96, 97	213.04	
	川崎町	62, 196, 201, 203, 204, 206~209, 211, 214~220, 222~228, 230~235, 237	2,496.40	
	丸森町	501~503, 505, 506, 508, 509, 512~514, 518, 519, 521, 523, 524	166.84	
	亘理町	98, 99	17.82	
山元町	99, 100	69.67		

注 森林の所在の詳細 (林小班) については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
総数		166.27	
市町村別内訳	名取市	89	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業
	岩沼市	90~92	
	亘理町	98, 99	
	山元町	99, 100	

注 森林の所在の詳細 (林小班) については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分		森林の所在（林班）	面積	施業方法
総数			22,797.68	
市 町 村 別 内 訳	仙台市	2～5, 9～16, 21～24, 26～36, 40～50, 55～61, 77～81, 83, 86～88, 101～106, 108, 109, 113～115, 121-1, 122～127, 129～132, 142-2, 146, 149～151, 153～158, 160, 162, 163, 166, 167, 173, 175～191	10,010.25	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	白石市	321-2, 322-2, 323～331, 337～340, 380～382, 404～407	2,342.04	
	角田市	525	11.94	
	蔵王町	301～317	3,382.04	
	七ヶ宿町	348～356, 366, 367, 369, 372, 374～379, 384, 385, 393～395, 398, 399, 409～411, 419	3,346.10	
	村田町	68, 69, 95, 96	173.12	
	川崎町	70, 194, 195, 207～210, 213～220, 229, 234～236, 238～241	3,484.52	
	丸森町	507, 509, 518	42.78	
	七ヶ浜町	86	4.89	

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(附) 參考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②／①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	278,325	162,842	55,307	107,534	59
仙 台 市	78,635	44,978	19,546	25,432	57
塩 竈 市	1,737	228	—	228	13
白 石 市	28,648	19,377	4,267	15,110	68
名 取 市	9,817	2,682	37	2,645	27
角 田 市	14,753	5,542	12	5,530	38
多 賀 城 市	1,969	33	—	33	2
岩 沼 市	6,045	1,361	115	1,246	23
蔵 王 町	15,283	9,408	4,223	5,185	62
七ヶ宿町	26,309	24,028	15,313	8,715	91
大河原町	2,499	702	—	702	28
村 田 町	7,838	4,152	406	3,747	53
柴 田 町	5,403	1,849	—	1,849	34
川 崎 町	27,077	21,395	8,865	12,530	79
丸 森 町	27,330	19,125	2,431	16,694	70
亘 理 町	7,360	1,042	18	1,024	14
山 元 町	6,458	2,048	70	1,979	32
松 島 町	5,356	2,604	—	2,604	49
七ヶ浜町	1,319	185	5	180	14
利 府 町	4,489	2,103	—	2,103	47

資料 区域面積は、国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」による。

注1 森林面積は、国有林（林野庁所管）、民有林とも森林計画対象森林面積を計上。国有林には官行造林地を含む。

2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

3 「—」は該当なし。

(2) 地況 (気候)

単位 気温：℃ 降水量：mm 積雪量：cm

観測地	気 温			年間降水量	最深積雪量	備 考
	最 高	最 低	年平均			
白 石	35.8	-10.6	12.1	1,335	57	
丸 森	37.6	-16.0	12.7	1,295	—	
仙 台	37.3	-7.4	13.2	1,281	35	
新 川	35.2	-14.7	10.4	1,592	70	
塩 竈	35.8	-8.4	12.1	1,124	—	
亘 理	35.8	-13.0	12.5	1,234	—	
名 取	37.3	-11.8	12.7	1,097	—	
蔵 王	37.0	-12.3	11.7	1,328	—	

資料 気象庁 (2010～2019 年) による。

注1 気温の年平均及び年間降水量は2010～2019年までの10カ年平均。

2 「—」はデータなし。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			その他
			総 数	うち田	うち畑	
総 数	278,325	162,842	34,436	24,702	9,737	81,048
仙 台 市	78,635	44,978	5,850	4,710	1,140	27,807
塩 竈 市	1,737	228	21	12	9	1,488
白 石 市	28,648	19,377	3,070	1,640	1,430	6,201
名 取 市	9,817	2,682	2,800	2,300	502	4,335
角 田 市	14,753	5,542	4,410	3,410	1,000	4,801
多 賀 城 市	1,969	33	325	300	25	1,611
岩 沼 市	6,045	1,361	1,520	1,260	264	3,164
蔵 王 町	15,283	9,408	2,120	958	1,160	3,755
七ヶ宿町	26,309	24,028	517	257	260	1,764
大河原町	2,499	702	566	436	130	1,231
村 田 町	7,838	4,152	1,260	858	404	2,426
柴 田 町	5,403	1,849	942	780	162	2,612
川 崎 町	27,077	21,395	1,730	1,150	577	3,952
丸 森 町	27,330	19,125	2,810	1,700	1,110	5,395
亘 理 町	7,360	1,042	3,190	2,500	691	3,128
山 元 町	6,458	2,048	1,820	1,240	579	2,590
松 島 町	5,356	2,604	949	830	119	1,803
七ヶ浜町	1,319	185	149	110	39	985
利 府 町	4,489	2,103	387	251	136	1,999

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査（令和元年）」による。

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総 生 産	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 額	農 業	林 業	水 産 業		
総 数	7,178,337	31,915	23,589	1,586	6,741	1,601,877	5,498,793
仙 台 市	5,366,192	4,212	3,658	485	70	922,530	4,392,550
塩 竈 市	174,879	4,892	13	2	4,877	43,289	126,809
白 石 市	125,849	2,476	2,268	207	1	54,393	69,059
名 取 市	303,463	1,753	1,638	37	78	107,270	194,632
角 田 市	141,225	2,392	2,325	67	0	80,832	58,091
多 賀 城 市	169,218	153	153	0	0	35,588	133,585
岩 沼 市	206,419	775	761	14	0	98,751	107,024
蔵 王 町	48,237	2,488	2,414	65	9	18,791	26,989
七ヶ宿町	5,472	547	450	97	0	1,803	3,125
大河原町	73,961	983	975	8	0	12,763	60,262
村 田 町	49,858	702	648	54	0	28,076	21,111
柴 田 町	112,483	683	663	20	0	38,719	73,152
川 崎 町	26,559	1,519	1,313	206	0	7,936	17,120
丸 森 町	35,948	2,290	2,058	232	0	16,890	16,791
亘 理 町	100,093	2,533	1,998	8	527	45,411	52,213
山 元 町	66,717	1,111	999	36	76	42,941	22,707
松 島 町	38,520	856	757	20	79	9,551	28,137
七ヶ浜町	42,446	1,217	219	3	995	10,362	30,894
利 府 町	90,798	333	279	25	29	25,981	64,542

資料 宮城県「市町村民経済計算（平成29年度）」による。

注1 「0」は百万円未満。

2 四捨五入の関係により、第1次産業の総額と内訳の各項目の合計値が合致しない場合がある。

3 総生産は税の控除等により、各産業別生産額の合計値と合致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数	729,035	14,386	13,192	514	680	146,823	551,418
仙 台 市	479,339	3,717	3,471	162	84	77,038	386,007
塩 竈 市	24,609	250	77	7	166	6,111	17,883
白 石 市	16,667	1,111	1,046	61	4	5,631	9,868
名 取 市	35,534	1,222	1,203	6	13	7,904	25,707
角 田 市	14,408	1,099	1,066	28	5	5,528	7,458
多 賀 城 市	29,462	328	296	8	24	6,039	22,044
岩 沼 市	21,116	494	487	3	4	5,782	14,401
蔵 王 町	6,165	842	816	20	6	1,882	3,354
七ヶ宿町	612	126	103	23	—	150	336
大河原町	11,200	292	272	20	—	3,626	7,158
村 田 町	5,658	496	481	15	—	2,011	3,132
柴 田 町	17,946	435	418	15	2	6,028	11,462
川 崎 町	4,755	487	409	71	7	1,540	2,723
丸 森 町	6,704	860	811	49	—	2,712	3,086
亘 理 町	16,137	1,165	1,102	3	60	5,066	9,719
山 元 町	5,678	518	496	6	16	1,973	3,089
松 島 町	6,755	352	281	9	62	1,451	4,919
七ヶ浜町	8,647	256	52	1	203	2,321	6,016
利 府 町	17,643	336	305	7	24	4,030	13,056

資料 総務省統計局「平成27年国勢調査」による。

注1 「—」は該当なし。

2 総数には「不詳」を含むため、内訳の合計と総数は合致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束, 成長量：千m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数	55,303.15	9,519	115	396.82			73.78			107.80	4	1	71.56	5	1			
立木地	総数	総数	50,806.02	9,519	115	396.82			73.78		107.80	4	1	71.56	5	1		
		針	20,066.59	3,934	59	388.23			69.85		98.24	4	1	60.74	5			
		広	30,739.43	5,586	55	8.59			3.93		9.56			10.82				
	人工林	総数	総数	18,063.40	3,804	59	395.14			67.75		100.04	4	1	62.15	5		
			針	17,729.87	3,544	56	386.85			63.82		98.24	4	1	58.69	4		
			広	333.53	260	3	8.29			3.93		1.80			3.46			
	人工林	育成	単層林	総数	18,052.07	3,801	59	392.94			67.75		100.04	4	1	58.03	4	
				針	17,720.90	3,541	56	384.65			63.82		98.24	4	1	56.93	4	
				広	331.17	260	3	8.29			3.93		1.80			1.10		
		育成	複層林	(11.33)														
				総数	11.33	3		2.20								4.12		
				針	8.97	3		2.20								1.76		
	広	2.36											2.36					
	天然林	総数	総数	32,742.62	5,715	56	1.68			6.03		7.76			9.41			
			針	2,336.72	390	3	1.38			6.03					2.05			
広			30,405.90	5,325	52	0.30					7.76			7.36				
育成		単層林	総数	235.57	42	1								2.00				
			針	216.79	37	1								2.00				
			広	18.78	5													
育成		複層林	総数	689.92	171	4	1.38											
			針	68.32	24		1.38											
			広	621.60	148	3												
天然生		林	総数	31,817.13	5,502	51	0.30			6.03		7.76			7.41			
	針		2,051.61	330	2			6.03						0.05				
	広		29,765.52	5,172	49	0.30					7.76			7.36				
竹林	4.20																	
無立木地	4,497.13																	

注1 人工林及び天然林で点生木のみの方については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha，材積：立木は千m³ 立竹は千束，成長量：千m³

区分		5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		103.30	10	1	279.96	38	2	649.90	116	4	1,627.72	343	9	2,398.16	546	11		
立木地	総数	総数	103.30	10	1	279.96	38	2	649.90	116	4	1,627.72	343	9	2,398.16	546	11	
		針	71.95	7		213.67	32	2	587.45	108	4	1,574.80	327	9	2,306.22	523	11	
		広	31.35	3		66.29	6		62.45	8		52.92	16	1	91.94	22		
	育成	単層林	総数	67.12	6		221.21	32	2	547.10	103	4	1,586.20	334	9	2,306.57	533	11
			針	50.54	5		203.91	31	1	539.42	101	4	1,572.87	327	9	2,254.46	514	11
			広	16.58	1		17.30	1		7.68	2		13.33	8		52.11	19	
	育成	単層林	総数	62.11	5		221.21	32	2	547.10	103	4	1,586.20	334	9	2,306.57	533	11
			針	45.53	4		203.91	31	1	539.42	101	4	1,572.87	327	9	2,254.46	514	11
			広	16.58	1		17.30	1		7.68	2		13.33	8		52.11	19	
		複層林		(0.64)														
			総数	5.01	1													
			針	5.01	1													
	天然林	総数	総数	36.18	3		58.75	5		102.80	13	1	41.52	8		91.59	12	
			針	21.41	2		9.76	1		48.03	7		1.93			51.76	9	
			広	14.77	2		48.99	4		54.77	6		39.59	8		39.83	3	
		育成	単層林	総数	21.41	2		9.76	1		43.43	7		1.93			48.77	9
針				21.41	2		9.76	1		43.43	6		1.93			48.77	9	
広																		
天然生		複層林	総数										5.91	1		12.70	1	
			針													1.62		
		林	総数										5.91	1		11.08	1	
			針													1.37		
竹林																		
無立木地																		

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha，材積：立木は千m³ 立竹は千束，成長量：千m³

区分		1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級					
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数		3,235.24	725	12	3,865.54	795	12	3,299.03	714	10	2,796.93	714	10	2,188.86	605	10			
立木地	総数	総数	3,235.24	725	12	3,865.54	795	12	3,299.03	714	10	2,796.93	714	10	2,188.86	605	10		
		針	3,038.27	663	11	3,384.25	651	8	2,746.87	529	6	2,115.30	462	4	662.24	174	2		
		広	196.97	62	2	481.29	145	4	552.16	185	4	681.63	252	6	1,526.62	431	9		
	人工林	総数	総数	2,976.91	677	11	3,344.83	681	9	2,724.11	561	6	2,091.25	476	4	592.72	165	1	
			針	2,961.48	647	10	3,316.11	632	8	2,680.96	513	5	2,062.64	450	4	565.43	151	1	
			広	15.43	31		28.72	49	1	43.15	49		28.61	27		27.29	14		
		育成	単層林	総数	2,976.91	677	11	3,344.83	681	9	2,724.11	561	6	2,091.25	476	4	592.72	165	1
				針	2,961.48	647	10	3,316.11	632	8	2,680.96	513	5	2,062.64	450	4	565.43	151	1
				広	15.43	31		28.72	49	1	43.15	49		28.61	27		27.29	14	
	育成	複層林																	
			総数																
			針																
	天然林	総数	総数	258.33	48	1	520.71	115	3	574.92	153	4	705.68	238	6	1,596.14	440	9	
			針	76.79	16		68.14	18		65.91	16		52.66	12		96.81	23		
			広	181.54	32	1	452.57	96	3	509.01	137	4	653.02	225	5	1,499.33	417	8	
		育成	単層林	総数	49.39	9		20.51	4		26.75	6		3.47	1		4.26	1	
				針	49.39	9		17.60	3		16.26	3		1.74			2.56		
広							2.91	1		10.49	2		1.73			1.70			
育成		複層林	総数	60.97	26	1	130.67	57	2	67.66	18		16.82	4		8.39	2		
			針	16.41	5		23.54	11		11.16	3		0.21			0.84			
			広	44.56	21	1	107.13	46	1	56.50	15		16.61	4		7.55	2		
天然生		林	総数	147.97	12		369.53	54	2	480.51	129	3	685.39	233	5	1,583.49	437	9	
	針		10.99	2		27.00	4		38.49	9		50.71	12		93.41	22			
	広		136.98	10		342.53	50	2	442.02	119	3	634.68	221	5	1,490.08	415	8		
竹林																			
無立木地																			

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束, 成長量：千m³

区分		1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級					
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数		1,541.40	360	6	904.71	197	3	844.30	163	2	1,112.84	214	2	1,034.41	193	2			
立木地	総数	総数	1,541.40	360	6	904.71	197	3	844.30	163	2	1,112.84	214	2	1,034.41	193	2		
		針	185.03	44		170.52	32		263.98	57		174.65	37		140.55	26			
		広	1,356.37	317	6	734.19	165	3	580.32	106	1	938.19	177	2	893.86	167	2		
	育成	単層林	総数	62.50	17		120.37	26		208.78	53		120.24	31		99.97	21		
			針	59.28	15		109.17	17		178.26	39		119.45	24		98.88	17		
			広	3.22	2		11.20	9		30.52	14		0.79	6		1.09	4		
	育成	複層林	総数	62.50	16		120.37	26		208.78	52		120.24	31		99.97	21		
			針	59.28	14		109.17	17		178.26	39		119.45	24		98.88	17		
			広	3.22	2		11.20	9		30.52	14		0.79	6		1.09	4		
	天然林	総数		(5.80)						(4.86)									
			総数		1					1									
			針		1					1									
		育成	単層林	総数	1,478.90	343	6	784.34	172	3	635.52	110	1	992.60	183	2	934.44	172	2
				針	125.75	28		61.35	15		85.72	18		55.20	12		41.67	9	
				広	1,353.15	315	6	722.99	156	3	549.80	92	1	937.40	171	2	892.77	163	2
複層林			総数							2.56	1					1.33	1		
			針							1.41	1					0.53			
			広							1.15						0.80			
天然生			総数	12.31	2		60.98	15		71.14	9		47.73	7					
			針	0.29			5.78	2		1.17			3.04	1					
			広	12.02	2		55.20	12		69.97	9		44.69	6					
竹林	総数	1,466.59	342	6	723.36	157	3	561.82	100	1	944.87	176	2	933.11	171	2			
	針	125.46	28		55.57	13		83.14	17		52.16	12		41.14	8				
	広	1,341.13	313	6	667.79	144	2	478.68	83	1	892.71	165	2	891.97	163	2			
無立木地																			

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束, 成長量：千m³

区分		2 0 齡級			2 1 齡級以上				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		1,463.09	250	2	22,810.67	3,527	16		
立木地	総数	総数	1,463.09	250	2	22,810.67	3,527	16	
		針	198.77	31		1,615.01	224	1	
		広	1,264.32	219	2	21,195.66	3,303	14	
	総数	総数	121.73	22		246.71	55		
		針	121.73	17		227.68	36		
		広		5		19.03	19		
	育成 単層林	総数	121.73	22		246.71	55		
		針	121.73	17		227.68	36		
		広		5		19.03	19		
	育成 複層林	総数							
		針							
		広							
	天然林	総数	総数	1,341.36	228	2	22,563.96	3,472	15
			針	77.04	14		1,387.33	188	1
			広	1,264.32	214	2	21,176.63	3,284	14
育成 単層林		総数							
		針							
		広							
育成 複層林		総数	1.50			191.76	30		
		針	0.75			2.13			
		広	0.75			189.63	29		
天然生 林		総数	1,339.86	228	2	22,372.20	3,442	15	
		針	76.29	14		1,385.20	188	1	
		広	1,263.57	214	2	20,987.00	3,255	14	
竹林									
無立木地									

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

面積:ha, 材積:m³, 成長量:m³/年

区分			立木地							無立木地等					計			
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
制限林	面積	針	16,683.00	7.29	16,690.29	212.65	67.78	2,034.39	2,314.82		19,005.11							
		広	260.82	2.36	263.18	18.78	620.05	29,569.17	30,208.00		30,471.18							
		計	16,943.82	9.65	16,953.47	231.43	687.83	31,603.56	32,522.82	4.20	49,476.29	150.13			3,798.41	3,948.54	53,424.83	
	材積	針	3,351,303	2,054	3,353,357	36,090	23,558	327,058	386,706		3,740,063							3,740,063
		広	241,623	143	241,766	5,051	147,309	5,141,924	5,294,284		5,536,050							5,536,050
		計	3,592,926	2,197	3,595,123	41,141	170,867	5,468,982	5,680,990		9,276,113							9,276,113
	成長量	針	52,590.9	53.2	52,644.1	739.6	305.1	2,369.8	3,414.5		56,058.6							56,058.6
		広	2,558.1	7.7	2,565.8	206.0	3,313.0	48,467.5	51,986.5		54,552.3							54,552.3
		計	55,149.0	60.9	55,209.9	945.6	3,618.1	50,837.3	55,401.0		110,610.9							110,610.9
普通林	面積	針	1,037.90	1.68	1,039.58	4.14	0.54	17.22	21.90		1,061.48							
		広	70.35		70.35		1.55	196.35	197.90		268.25							
		計	1,108.25	1.68	1,109.93	4.14	2.09	213.57	219.80		1,329.73	189.60			358.99	548.59	1,878.32	
	材積	針	189,790	502	190,292	523	76	2,854	3,453		193,745							193,745
		広	18,425		18,425		507	30,531	31,038		49,463							49,463
		計	208,215	502	208,717	523	583	33,385	34,491		243,208							243,208
	成長量	針	3,358.8	16.5	3,375.3	8.5	1.4	20.3	30.2		3,405.5							3,405.5
		広	251.7		251.7		17.7	479.6	497.3		749.0							749.0
		計	3,610.5	16.5	3,627.0	8.5	19.1	499.9	527.5		4,154.5							4,154.5
計	面積	針	17,720.90	8.97	17,729.87	216.79	68.32	2,051.61	2,336.72		20,066.59							
		広	331.17	2.36	333.53	18.78	621.60	29,765.52	30,405.90		30,739.43							
		計	18,052.07	11.33	18,063.40	235.57	689.92	31,817.13	32,742.62	4.20	50,806.02	339.73			4,157.40	4,497.13	55,303.15	
	材積	針	3,541,093	2,556	3,543,649	36,613	23,634	329,912	390,159		3,933,808							3,933,808
		広	260,048	143	260,191	5,051	147,816	5,172,455	5,325,322		5,585,513							5,585,513
		計	3,801,141	2,699	3,803,840	41,664	171,450	5,502,367	5,715,481		9,519,321							9,519,321
	成長量	針	55,949.7	69.7	56,019.4	748.1	306.5	2,390.1	3,444.7		59,464.1							59,464.1
		広	2,809.8	7.7	2,817.5	206.0	3,330.7	48,947.1	52,483.8		55,301.3							55,301.3
		計	58,759.5	77.4	58,836.9	954.1	3,637.2	51,337.2	55,928.5		114,765.4							114,765.4

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

(面積:ha, 材積:m³、成長量:m³/年)

市町村	区分		立木地								無立木地等					計		
			人工林			天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土地	計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
仙台市	面積	針	5,175.56	3.44	5,179.00	43.85	25.65	592.35	661.85	5,840.85								
		広	95.96	2.36	98.32	6.19	307.52	12,284.76	12,598.47	12,696.79								
		計	5,271.52	5.80	5,277.32	50.04	333.17	12,877.11	13,260.32	18,537.64	2.05			1,006.62	1,008.67	19,546.31		
	材積	針	1,111,090	1,468	1,112,558	7,382	11,805	126,312	145,499	1,258,057								
		広	80,261	96	80,357	1,650	75,445	2,315,953	2,393,048	2,473,405								
		計	1,191,351	1,564	1,192,915	9,032	87,250	2,442,265	2,538,547	3,731,462						3,731,462		
	成長量	針	18,541.3	37.0	18,578.3	117.8	151.0	1,046.2	1,315.0	19,893.3								
		広	731.3	7.5	738.8	42.6	1,425.0	16,181.6	17,649.2	18,388.0						18,388.0		
		計	19,272.6	44.5	19,317.1	160.4	1,576.0	17,227.8	18,964.2	38,281.3						38,281.3		
白石市	面積	針	2,087.19		2,087.19	22.23	2.85	83.96	109.04	2,196.23								
		広	46.15		46.15		15.76	1,683.22	1,698.98	1,745.13								
		計	2,133.34		2,133.34	22.23	18.61	1,767.18	1,808.02	3,941.36	43.15			282.73	325.88	4,267.24		
	材積	針	390,841		390,841	3,683	1,120	14,820	19,623	410,464								
		広	34,507		34,507	180	6,223	285,465	291,868	326,375								
		計	425,348		425,348	3,863	7,343	300,285	311,491	736,839						736,839		
	成長量	針	5,590.6		5,590.6	70.5	16.9	111.0	198.4	5,789.0								
		広	424.1		424.1	22.2	194.2	4,122.3	4,338.7	4,762.8						4,762.8		
		計	6,014.7		6,014.7	92.7	211.1	4,233.3	4,537.1	10,551.8						10,551.8		
名取市	面積	針	10.26		10.26			6.87	6.87	17.13								
		広	0.97		0.97					0.97								
		計	11.23		11.23					6.87	6.87				18.92	18.92	37.02	
	材積	針						621	621	621								
		広																
		計						621	621	621						621		
	成長量	針						3.2	3.2	3.2								
		広																
		計						3.2	3.2	3.2						3.2		
角田市	面積	針						4.96	4.96	4.96								
		広						6.71	6.71	6.71								
		計						11.67	11.67	11.67				0.27	0.27	11.94		
	材積	針						1,718	1,718	1,718								
		広						2,199	2,199	2,199								
		計						3,917	3,917	3,917						3,917		
	成長量	針						8.3	8.3	8.3								
		広						8.8	8.8	8.8								
		計						17.1	17.1	17.1						17.1		
岩沼市	面積	針	66.14		66.14			18.86	18.86	85.00								
		広						0.14	0.14	0.14								
		計	66.14		66.14			19.00	19.00	85.14				29.78	29.78	114.92		
	材積	針	496		496			1,455	1,455	1,951								
		広						12	12	12								
		計	496		496			1,467	1,467	1,963						1,963		
	成長量	針	5.8		5.8			12.1	12.1	17.9								
		広						0.3	0.3	0.3								
		計	5.8		5.8			12.4	12.4	18.2						18.2		

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(面積:ha, 材積:m³, 成長量:m³/年)

市町村	区分		立木地							無立木地等					計			
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
蔵王町	面積	針	692.62		692.62	2.45	3.54	581.64	587.63		1,280.25							
		広	20.93		20.93			10.13	1,975.47	1,985.60		2,006.53						
		計	713.55		713.55	2.45	13.67	2,557.11	2,573.23		3,286.78	40.62			895.23	935.85	4,222.63	
	材積	針	119,927		119,927	333	531	65,873	66,737		186,664							
		広	11,429		11,429			1,184	269,963	271,147		282,576						
		計	131,356		131,356	333	1,715	335,836	337,884		469,240							
	成長量	針	1,672.3		1,672.3	10.6	2.7	343.2	356.5		2,028.8							
		広	107.3		107.3			19.0	2,569.6	2,588.6		2,695.9						
		計	1,779.6		1,779.6	10.6	21.7	2,912.8	2,945.1		4,724.7							
七ヶ宿町	面積	針	6,119.23	3.33	6,122.56	70.89	15.57	494.84	581.30		6,703.86							
		広	61.50		61.50			230.22	7,324.62	7,554.84		7,616.34						
		計	6,180.73	3.33	6,184.06	70.89	245.79	7,819.46	8,136.14		14,320.20	79.47			913.31	992.78	15,312.98	
	材積	針	1,192,400	971	1,193,371	12,514	4,142	65,395	82,051		1,275,422							
		広	67,982	47	68,029			42,781	1,185,238	1,228,019		1,296,048						
		計	1,260,382	1,018	1,261,400	12,514	46,923	1,250,633	1,310,070		2,571,470							
	成長量	針	18,424.1	28.8	18,452.9	289.1	53.8	490.0	832.9		19,285.8							
		広	823.3	0.2	823.5			998.4	14,026.1	15,024.5		15,848.0						
		計	19,247.4	29.0	19,276.4	289.1	1,052.2	14,516.1	15,857.4		35,133.8							
村田町	面積	針	108.56		108.56	3.88	0.44	114.81	119.13		227.69							
		広						166.87	166.87		166.87							
		計	108.56		108.56	3.88	0.44	281.68	286.00		394.56				11.20	11.20	405.76	
	材積	針	27,842		27,842	736	148	26,636	27,520		55,362							
		広	72		72			8	34,243	34,251		34,323						
		計	27,914		27,914	736	156	60,879	61,771		89,685							
	成長量	針	448.8		448.8	11.9	0.9	135.6	148.4		597.2							
		広	0.4		0.4			0.1	173.8	173.9		174.3						
		計	449.2		449.2	11.9	1.0	309.4	322.3		771.5							
川崎町	面積	針	1,864.14		1,864.14	12.86	14.02	90.25	117.13		1,981.27							
		広	48.62		48.62	0.48	30.84	5,919.21	5,950.53		5,999.15							
		計	1,912.76		1,912.76	13.34	44.86	6,009.46	6,067.66		7,980.42	15.97			868.57	884.54	8,864.96	
	材積	針	356,403		356,403	1,033	4,864	17,691	23,588		379,991							
		広	53,395		53,395	1,109	15,648	1,022,202	1,038,959		1,092,354							
		計	409,798		409,798	2,142	20,512	1,039,893	1,062,547		1,472,345							
	成長量	針	5,297.9		5,297.9	34.6	70.5	151.3	256.4		5,554.3							
		広	606.2		606.2	86.2	515.7	10,364.3	10,966.2		11,572.4							
		計	5,904.1		5,904.1	120.8	586.2	10,515.6	11,222.6		17,126.7							
丸森町	面積	針	1,540.68		1,540.68	60.63	3.83	54.33	118.79		1,659.47							
		広	57.04		57.04	12.11	27.13	404.43	443.67		500.71							
		計	1,597.72		1,597.72	72.74	30.96	458.76	562.46	4.20	2,160.18	158.47			108.36	266.83	2,427.01	
	材積	針	341,969		341,969	10,932	869	8,595	20,396		362,365							
		広	12,402		12,402	2,112	6,527	57,172	65,811		78,213							
		計	354,371		354,371	13,044	7,396	65,767	86,207		440,578							
	成長量	針	5,967.6		5,967.6	213.6	9.9	85.3	308.8		6,276.4							
		広	117.2		117.2	55.0	178.3	1,500.3	1,733.6		1,850.8							
		計	6,084.8		6,084.8	268.6	188.2	1,585.6	2,042.4		8,127.2							

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(面積:ha, 材積:m³、成長量:m³/年)

市町村	区分	立木地								無立木地等					計			
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外 の土地		計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
亶理町	面積	針	5.62		5.62			8.74	8.74		14.36							
		広						0.09	0.09		0.09							
		計	5.62		5.62			8.83	8.83		14.45				3.37	3.37	17.82	
	材積	針						796	796		796							796
		広						8	8		8							8
		計						804	804		804							804
成長量	針						3.9	3.9		3.9							3.9	
	広																	
	計						3.9	3.9		3.9							3.9	
山元町	面積	針	50.90		50.90						50.90							
		広																
		計	50.90		50.90						50.90					18.77	18.77	69.67
	材積	針	125		125						125							125
		広																
		計	125		125						125							125
成長量	針	1.3		1.3						1.3							1.3	
	広																	
	計	1.3		1.3						1.3							1.3	
七ヶ浜町	面積	針		2.20	2.20		2.42		2.42		4.62							
		広																
		計		2.20	2.20		2.42		2.42		4.62				0.27	0.27	4.89	
	材積	針		117	117		155		155		272							272
		広																
		計		117	117		155		155		272							272
成長量	針		3.9	3.9		0.8		0.8		4.7							4.7	
	広																	
	計		3.9	3.9		0.8		0.8		4.7							4.7	
森林計画計	面積	針	17,720.90	8.97	17,729.87	216.79	68.32	2,051.61	2,336.72		20,066.59							
		広	331.17	2.36	333.53	18.78	621.60	29,765.52	30,405.90		30,739.43							
		計	18,052.07	11.33	18,063.40	235.57	689.92	31,817.13	32,742.62	4.20	50,806.02	339.73			4,157.40	4,497.13	55,303.15	
	材積	針	3,541,093	2,556	3,543,649	36,613	23,634	329,912	390,159		3,933,808							3,933,808
		広	260,048	143	260,191	5,051	147,816	5,172,455	5,325,322		5,585,513							5,585,513
		計	3,801,141	2,699	3,803,840	41,664	171,450	5,502,367	5,715,481		9,519,321							9,519,321
	成長量	針	55,949.7	69.7	56,019.4	748.1	306.5	2,390.1	3,444.7		59,464.1							59,464.1
		広	2,809.8	7.7	2,817.5	206.0	3,330.7	48,947.1	52,483.8		55,301.3							55,301.3
		計	58,759.5	77.4	58,836.9	954.1	3,637.2	51,337.2	55,928.5		114,765.4							114,765.4

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

面積：ha

区分	市町村											
	仙台市	白石市	名取市	角田市	岩沼市	蔵王町	七ヶ宿町					
保 安 林	水源かん養保安林	17,742.41	1,739.84				791.54	11,386.96				
	土砂流出防備保安林		465.10				2,589.73	3,208.59				
	土砂崩壊防備保安林	63.90						21.46				
	飛砂防備保安林											
	防風保安林											
	水害防備保安林											
	潮害防備保安林	171.27		36.40		108.46						
	干害防備保安林							89.12				
	防雪保安林											
	防霧保安林											
	なだれ防止保安林	56.59										
	落石防止保安林											
	防火保安林											
	魚つき保安林											
航行目標保安林												
保健保安林	(146.54)	321.63				(1,738.60)	(740.76)					
風致保安林				10.74								
計	(146.54)	18,355.80	2,204.94	36.40	108.46	(1,738.60)	3,381.27	(740.76)	14,706.13			
保安施設地区												
砂防指定地	0.19					(2.80)	1.98	(0.45)	3.01			
国 立 公 園	特別保護地区											
	第一種特別地域											
	第二種特別地域											
	第三種特別地域											
	地種区分未定地域											
計												
国 定 公 園	特別保護地区		(102.06)				(1,258.33)	4.45	(699.77)	6.63		
	第一種特別地域	(646.54)	2.27	(362.80)	7.84		(903.15)	51.65	(402.59)	0.70		
	第二種特別地域	(1,342.08)	0.40		170.69		(239.71)	233.91	(721.15)	33.88		
	第三種特別地域	(505.24)	27.95	(0.24)	1,478.62		(711.07)	485.25	(1,574.86)	21.88		
	地種区分未定地域											
計	(2,493.86)	30.62	(465.10)	1,657.15		(3,112.26)	775.26	(3,398.37)	63.09			
都 道 府 県 立 自 然 公 園	第一種特別地域	(1,926.43)	5.09									
	第二種特別地域	(2,941.29)	31.46									
	第三種特別地域	(6,873.77)	261.22									
	地種区分未定地域											
計	(11,741.49)	297.77										
原生自然環境保全地域												
自然環境保全地域特別地区												
都道府県自然環境保全地域特別地区					(10.74)	1.20						
鳥獣保護区特別保護地区	(87.54)	37.20	(102.06)				(1,262.78)		(680.57)			
緑地保全地区												
風致地区												
特別母樹林												
史跡名勝天然記念物	(123.91)											
種の保存法による管理地区												
その他	(863.58)	541.85										
合計	(15,456.92)	19,263.43	(567.16)	3,862.09	36.40	(10.74)	11.94	108.46	(6,116.44)	4,158.51	(4,820.15)	14,772.23

注 () は、重複する制限林を表す。

(面積：ha)

区分	市町村							合計				
	村田町	川崎町	丸森町	亘理町	山元町	七ヶ浜町						
保安林	水源かん養保安林	378.36	8,518.29	1,914.33				42,471.73				
	土砂流出防備保安林		182.94					6,446.36				
	土砂崩壊防備保安林			9.86				95.22				
	飛砂防備保安林											
	防風保安林											
	水害防備保安林											
	潮害防備保安林				17.73	67.79	4.64	406.29				
	干害防備保安林			44.56				133.68				
	防雪保安林											
	防霧保安林											
	なだれ防止保安林							56.59				
	落石防止保安林											
	防火保安林											
	魚つき保安林											
航行目標保安林												
保健保安林							(2,625.90)	321.63				
風致保安林								10.74				
計	378.36	8,701.23	1,968.75	17.73	67.79	4.64	(2,625.90)	49,942.24				
保安施設地区												
砂防指定地	(3.84)	(7.48)	5.43	(0.71)	17.20		(15.28)	27.81				
国立公園	特別保護地区											
	第一種特別地域											
	第二種特別地域											
	第三種特別地域											
	地種区分未定地域											
計												
国定公園	特別保護地区		(632.43)	0.08				(2,692.59)	11.16			
	第一種特別地域		(769.39)	4.61				(3,084.47)	67.07			
	第二種特別地域		(2,524.70)	6.07				(4,827.64)	444.95			
	第三種特別地域		(1,343.61)	5.07				(4,135.02)	2,018.77			
	地種区分未定地域											
計		(5,270.13)	15.83				(14,739.72)	2,541.95				
都道府県立自然公園	第一種特別地域			(41.36)	1.42			(1,967.79)	6.51			
	第二種特別地域			(28.05)	2.23			(2,969.34)	33.69			
	第三種特別地域			(154.15)	35.11			(7,027.92)	296.33			
	地種区分未定地域											
計			(223.56)	38.76			(11,965.05)	336.53				
原生自然環境保全地域												
自然環境保全地域特別地区												
都道府県自然環境保全地域特別地区							(10.74)	1.20				
鳥獣保護区特別保護地区	(61.13)	(514.05)					(2,708.13)	37.20				
緑地保全地区												
風致地区												
特別母樹林												
史跡名勝天然記念物						(4.64)	0.25	(128.55)	0.25			
種の保存法による管理地区												
その他							(863.58)	541.85				
合計	(64.97)	378.36	(5,791.66)	8,722.49	(224.27)	2,024.71	17.73	67.79	(4.64)	4.89	(33,056.95)	53,429.03

注 () は、重複する制限林を表す。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：千m³

樹種 林種	スギ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	ナラ類	その他 広葉樹
総数	1,563	42	843	1,231	254	2,417	308	2,860
人工林	1,535	0	830	1,059	119	1	2	257
天然林	28	42	13	172	135	2,416	306	2,603

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	7.34
仙台市	5.28
白石市	0.41
七ヶ宿町	0.27
村田町	0.3
川崎町	0.9
丸森町	0.18

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区 分	風 水 害				病 虫 害				雪 害				獣 類 害			
	28	29	30	元	28	29	30	元	28	29	30	元	28	29	30	元
総 数	—	0	—	0	73	58	29	20	—	—	—	—	—	—	—	—
仙 台 市	—	—	—	—	68	43	26	15	—	—	—	—	—	—	—	—
塩 竈 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白 石 市	—	—	—	—	1	1	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—
名 取 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
角 田 市	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多 賀 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩 沼 市	—	—	—	—	1	1	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
蔵 王 町	—	—	—	—	—	0	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—
七ヶ宿町	—	—	—	0	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大河原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
村 田 町	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
柴 田 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川 崎 町	—	—	—	—	0	1	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
丸 森 町	—	0	—	0	—	12	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亘 理 町	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
山 元 町	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
松 島 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七ヶ浜町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利 府 町	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料 「東北森林管理局事業統計書」による。

注 「—」は被害なし、「0」は被害が0.5ha未満。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
森 林 組 合	総 数	6 組合	6,506	42	333,438	55,120	
	仙 台 市	宮城中央	1,520	13	72,354	10,446	
	塩 竈 市						
	名 取 市						
	多 賀 市						
	岩 沼 市						
	亶 理 町						
	山 元 町						
	松 島 町						
	七ヶ浜町						
	利 府 町						
	白 石 市	白石蔵王	1,238	6	43,326	11,553	
	蔵 王 町						
	七ヶ宿町	七ヶ宿町	271	3	32,768	7,882	
	角 田 市	仙南中央	1,561	8	62,668	8,124	
	大 河 原 町						
村 田 町							
柴 田 町							
川 崎 町	川崎町	882	7	42,390	7,699		
丸 森 町	丸森町	1,034	5	79,932	9,416		

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
生産 森林 組合	総数	20 組合	2,402	—	140,161	3,061	
	仙台市	福岡共栄	184	—	92	107	
		小角愛交	53	—	1,153	25	
		福岡金畑共有 山	68	—	8,460	45	
	名取市	愛島笠島	188	—	13,650	244	
	白石市	中斎川	34	—	13,769	51	
		越河	65	—	15,080	152	
	角田市	島田	138	—	4,002	246	
		角田市坂津田	95	—	570	129	
		角田市大谷	15	—	480	55	
		下高倉	34	—	4,692	34	
		笠島	98	—	14,469	32	
	蔵王町	円田	447	—	22,797	1,318	
		七日原	15	—	2,800	22	
	村田町	足立	249	—	2,590	170	
		菅生	153	—	13,129	85	
		沼辺	322	—	3,220	55	
	柴田町	富沢	39	—	424	9	
		上川名	40	—	1,184	14	
	利府町	利府町森郷	37	—	8,640	134	
森郷共栄		128	—	8,960	134		

資料 平成 30 事業年度「宮城県森林組合統計」(宮城県水産林政部水産林政総務課)

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

森林組合名	指導事業	販売事業	林産事業	加工事業	購買事業
総 数	6,197	176,786	260,160	—	47,152
宮城中央	910	62,955	88,810	—	6,691
白石蔵王	3,060	23,667	35,552	—	3,553
七ヶ宿町	—	19,399	—	0	426
仙南中央	1,865	42,282	11,604	0	4,441
川崎町	362	13,971	58,187	0	17,957
丸森町	—	14,512	66,007	0	14,084

森林組合名	養苗	森林造成事業	利用・福利 厚生事業	林地供給	金融事業	合計
総 数	—	489,611	719,998	—	—	1,699,904
宮城中央	—	41,940	532,257	—	—	733,563
白石蔵王	—	151,718	27,444	—	—	244,994
七ヶ宿町	—	60,137	157	—	—	80,119
仙南中央	—	126,363	21,144	—	—	207,699
川崎町	—	37,095	70,503	—	—	198,075
丸森町	—	72,358	68,493	—	—	235,454

資料 平成 30 事業年度「宮城県森林組合統計」（宮城県水産林政部水産林政総務課）

注 「—」は該当なし。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	林業経営体	木材卸売業※1	木材・木製品製造業		その他※4
			製造業※2	その他※3	
総 数	462	2	31	21	12
仙 台 市	76	1	5	5	2
塩 竈 市	2	—	—	1	1
白 石 市	51	—	3	1	2
名 取 市	11	—	2	2	—
角 田 市	49	1	2	1	—
多賀城市	1	—	—	—	—
岩 沼 市	5	—	2	3	1
蔵 王 町	27	—	—	1	—
七ヶ宿町	17	—	1	—	—
大河原町	10	—	1	—	—
村 田 町	22	—	1	1	3
柴 田 町	15	—	2	1	2
川 崎 町	59	—	1	1	1
丸 森 町	88	—	5	—	—
亘 理 町	5	—	2	4	—
山 元 町	12	—	—	—	—
松 島 町	9	—	3	—	—
七ヶ浜町	—	—	—	—	—
利 府 町	3	—	1	—	—

資料 林業経営体は「2015年農林業センサス」（農林水産省）による。

木材卸売業は「平成30年宮城県の木材需給とその動向」（宮城県水産林政部林業振興課）による。

木材・木製品製造業及びその他は「平成26年経済センサス」（総務省統計局）による。

注 「—」は該当なし。

※1 木材市場のみ集計し、設置市場数を記載。

※2 製材業、木製品製造業

※3 造作材・合板等材料製造業及び木製容器製造業（竹、とうを含む）

※4 その他の木製品製造業

(3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区 分	就業者数 (15歳以上)		
	総 数	うち林業	割 合
総 数	729,035	514	0.07
仙 台 市	479,339	162	0.03
塩 竈 市	24,609	7	0.03
白 石 市	16,667	61	0.37
名 取 市	35,534	6	0.02
角 田 市	14,408	28	0.19
多賀城市	29,462	8	0.03
岩 沼 市	21,116	3	0.01
蔵 王 町	6,165	20	0.32
七ヶ宿町	612	23	3.76
大河原町	11,200	20	0.18
村 田 町	5,658	15	0.27
柴 田 町	17,946	15	0.08
川 崎 町	4,755	71	1.49
丸 森 町	6,704	49	0.73
亘 理 町	16,137	3	0.02
山 元 町	5,678	6	0.11
松 島 町	6,755	9	0.13
七ヶ浜町	8,647	1	0.01
利 府 町	17,643	7	0.04

資料 総務省統計局「平成27年国勢調査」による。

注 総数には「分類不能の産業」を含む。

(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位 台

機械種名	総数	備考
フェラーバンチャ	—	立木を伐倒する自走式機械
スキッダ	—	牽引式集材専用トラクタ
プロセッサ	20	枝払・玉切する自走式機械
ハーベスタ	10	伐倒・枝払・玉切する自走式機械
フォワーダ	20	積載式集材専用トラクタ
タワーヤーダ	2	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	—	簡易索張式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備
グラップルソー	20	巻き立て・玉切り機械
フォーク収納型 グラップルバケット	11	フェリングヘッド付きを含む

資料 「平成 30 年度林業機械の保有状況調査」（宮城県水産林政部林業振興課）

4 前期計画の執行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千 m³ 実行歩合：%

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	394	362	92	234	232	99	161	130	81
針葉樹	373	291	78	219	183	83	154	109	71
広葉樹	22	71	329	15	49	335	7	22	314

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
2,234	1,530	68

(3) 人工造林・天然更新別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
464	171	37	387	171	44	77	—	—

注 「—」は該当なし。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

開 設			拡 張		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
16.2	3.2	20	—	—	—

注 「—」は該当なし。

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	—	5	—	3	13	380
水源涵養 ^{かん}	—	—	—	—	—	—
災害防備	—	5	—	3	13	380
保健、風致の保存等	—	—	—	—	—	—

注 「—」は該当なし。

イ 保安施設地区の指定

単位 地区数

計 画	実 行
—	2

ウ 保安施設事業

単位 地区数

計 画	実 行
48	26

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外へ異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	105.29	105.29

注 「—」は該当なし。

(2) 森林以外より森林へ異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	2.84	2.84

注 「—」は該当なし。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

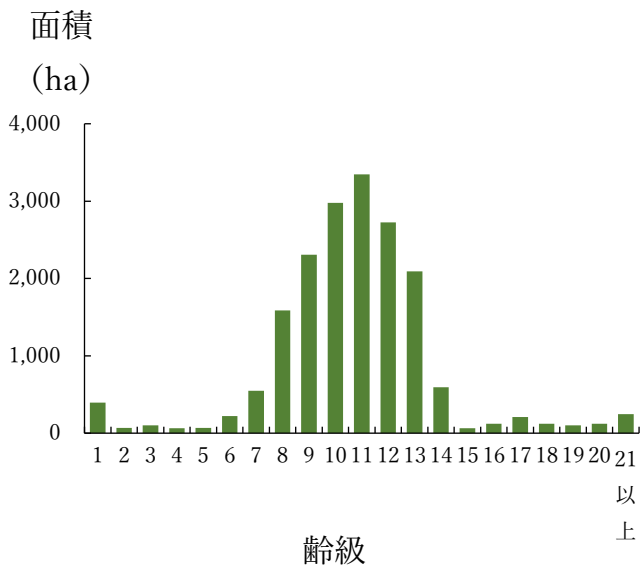
単位 材積：千 m³ 面積：ha

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	365	386	273	267	267	273	286	294
		針葉樹	335	363	271	265	265	271	283	290
		広葉樹	30	23	2	2	3	3	3	3
	主 伐	総 数	200	200	70	60	55	54	55	55
		針葉樹	175	182	68	58	52	51	52	52
		広葉樹	25	18	2	2	3	3	3	3
	間 伐	総 数	165	186	203	207	212	219	232	238
		針葉樹	160	180	203	207	212	219	232	238
		広葉樹	5	6	0	0	0	0	0	0
造林 面積	総 数	556	529	351	284	249	231	227	225	
	人工造林	526	461	281	217	180	160	150	143	
	天然更新	30	68	69	67	69	71	77	82	

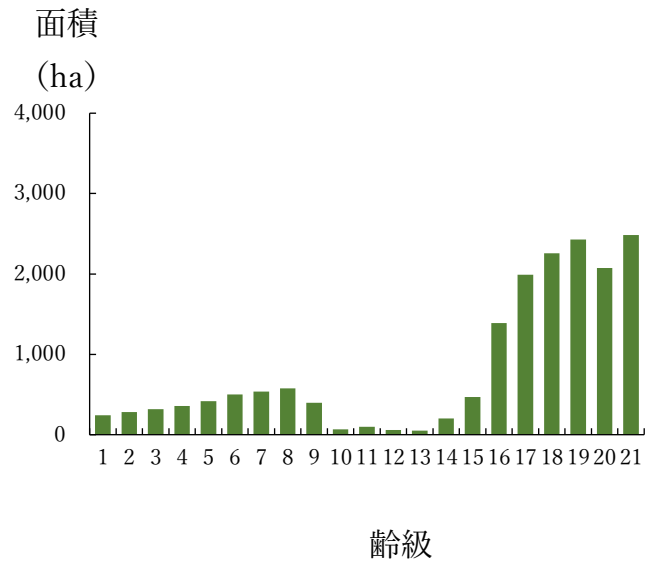
注1 分期とは5年を一括りとする単位。第I分期は令和3年から令和7年までとなる。

2 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

○ 第I分期及び第IX分期期首の人工林齢級別面積



第I分期期首（令和2年）



第IX分期期首（令和42年）

注 齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齢級」と数える。

7 その他

(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	
平成3年12月	一斉樹立	自 平成4年4月1日 至 平成12年3月31日	8年
平成6年12月	經常樹立	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成9年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成10年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成12年12月	經常樹立	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成13年12月	一斉変更	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成15年12月	一斉変更	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成17年12月	經常樹立	自 平成18年4月1日 至 平成28年3月31日	10年
平成22年12月	經常樹立	自 平成23年4月1日 至 令和3年3月31日	10年
平成23年12月	一斉変更	自 平成23年4月1日 至 令和3年3月31日	10年
平成27年12月	經常樹立	自 平成28年4月1日 至 令和8年3月31日	10年
平成28年12月	一斉変更	自 平成28年4月1日 至 令和8年3月31日	10年
平成30年12月	一斉変更	自 平成28年4月1日 至 令和8年3月31日	10年
令和2年12月	經常樹立	自 令和3年4月1日 至 令和13年3月31日	10年

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	富岡 弘一郎	令和2年4月～令和2年12月
流域管理指導官	松浦 博文	令和2年4月～令和2年12月
計画課長補佐	田中 邦子	令和2年4月～令和2年12月
森林施業調整官	小野寺 剛	令和2年4月～令和2年12月
計画調整官	鈴木 春美	令和2年4月～令和2年12月
企画係長	吉田 照美	令和2年4月～令和2年12月
経営計画官	松本 圭介	令和2年4月～令和2年12月
経営計画官	志田 一朗	令和2年4月～令和2年12月
企画係員	岡山 絢哉	令和2年4月～令和2年12月